

歯科医師の資質向上等に関する検討会
歯科医療の専門性 WG の主な論点

I 国民が求める歯科医療の多様化に対応しつつ、安全・安心な歯科医療を提供するために、歯科医療の専門性について

1) 歯科医師の自己研鑽について

- すべての歯科医師が自己研鑽に励み、安全安心な歯科医療を提供できるようにするためには、全体のボトムアップを図るための総合診療医のようなものを設定することが重要。
- 国民が求めているのは、専門性の細分化ではなく、医師で作られたような総合診療医のような歯科医師である。
- 歯科医師として資格を保有しているのであれば、自己研鑽を行うのは当然のことである。
- 歯科医師は専門職として自律性を有するべき。
- 医師の従来専門医制度では技術認定が中心だったが、新たな制度では医療安全対策等を必須項目とし、重要視している。(参考2、参考5-③④)
- 「医療安全対策をとっている(医療法を遵守している)施設」や「自己研鑽を行っている歯科医師」「掲示されている専門医が信頼に値するものか」が、国民には判断しづらい。

2) 働きながら自己研鑽を積むこと、研鑽の場について

- 研修等は開業医が受けやすい制度であるべき。当該制度の導入が、今後、開業医のキャリアパス、動機付けにつながることも期待したい。(参考3-③)
- 歯科医師の自己研鑽については、情報源が少ない歯科診療所等で従事する歯科医師に対する情報提供の在り方も重要。
- 医局、学会、歯科医師会等のいずれにも属さない歯科医師でも研鑽はどのように行われているのか。

II 歯科医療の中で既に位置づけられている専門医についてどのように考えるか。

1) 各学会において認定されている専門医について

- 各学会認定の専門医は、基本的に難症例の紹介などを歯科医師間で行うことを目的としており、国民を対象とはしていない。
- 歯科医師からみても分かりにくいものは、統合・見直しも必要。
- 「学会の数・専門領域」と「国民に示すべき専門医・専門領域」とを混同しないようにすべき。
- 国民が求める専門性と、歯科医師が求める専門性は分けて議論すべき。

2) 専門医の養成・認定・更新について

- 医療が高度化されているにもかかわらず歯科診療所で勤務する開業医は専門医の比率が低い。(参考3-⑤⑥、参考5-①②)

Ⅲ 専門性についての情報の在り方について

1) 歯科分野における「広告が可能な医師等の専門性に関する資格(※)」について

※口腔外科専門医、歯周病専門医、歯科麻酔専門医、小児歯科専門医、歯科放射線専門医

- 「広告できる専門医」を含め、広告ガイドラインを遵守すべき。
- 広告できる専門医についても、国民からどのような専門性なのか分からないものもあるとの指摘もある。

(参考3-⑦、参考5-⑤)

- HP等で虚偽の手術件数、(質が担保されていないような)専門医の広告も散見される。(参考4 P2-(3))
- 専門でない者が専門医と広告を行ったり、質の担保されない制度下で認定された専門医が技術・知識のもとで医療が提供されていることは、マスコミでも大きな議論を呼んだ。(参考4 P2-(3),P20-(7)イ)

2) 歯科分野における「広告することができる診療科名(※)」について

※歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科

- 広告することができる(標榜)診療科には専門医がいると混同している者もいるのではないかとの指摘もある。(参考3-⑦⑧⑨⑩)